

議第25号

京都市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

京都市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市職員定数条例の一部を改正する条例

京都市職員定数条例の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 1 項 第 1 号 中「及び市長の所管に属する教育機関」を削り、
「7,887人（うち学長及び教員13人）」を「7,854人」に改め、同項第 5 号 中
「2,209人」を「2,178人」に、「881人」を「863人」に改め、同項第 8 号 中
「1,845人」を「1,837人」に改め、同項第 9 号 イ 中「1,389人」を「1,387人」
に改め、同項中「14,954人」を「14,880人」に改める。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

事業内容及び業務執行体制の見直し、本市の産業技術研究所の廃止及び地方独立行政法人京都市産業技術研究所の設立等に伴い、職員の定数を改定する必要があるので提案する。